

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設等に関する協定

荒川区（以下「甲」という。）と《事業者名等》（以下「乙」という。）は、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき甲が指定する指定暑熱避難施設について、同条第 3 項に基づき、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１）指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。） 乙が管理する施設であって、法第 21 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして甲が指定するものをいう。
- （２）熱中症特別警戒情報 法第 19 条第 1 項に規定する、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずる恐れがある場合として、環境大臣が発表する当該被害の発生を特に警戒すべき旨の情報をいう。

（対象施設等）

第 3 条 本協定の対象施設となるクーリングシェルターは、次に掲げるとおりとし、法第 21 条第 2 項の施設の管理者の同意は、本協定の締結をもってなされたものとみなす。

一 名称

〇〇〇〇〇〇〇〇〇

二 所在地

荒川区〇〇 - -

三 開放可能な日時

〇曜日～〇曜日（●●を除く）

午前〇時から午後〇時まで

四 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

〇人

（クーリングシェルターの管理運営等）

第 4 条 乙は、熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第 3 条に定める開放可能な日時においてクーリングシェルターを住民等へ開放し、暑さをしのぐことができる場所として提供するものとする。

2 乙は、対象施設をクーリングシェルターとして開放している間は、住民等にクーリングシェルターであることがわかるよう、わかりやすい場所へポスター等を掲示するものとする。

3 乙は、クーリングシェルターの冷房設備の点検を定期的に行い、受入れ人数に応じた必要かつ適切な空間を確保するものとする。

4 本協定に定めるほか、乙は、必要に応じて甲と協議を行い、開放に伴う受入れ体制等のクーリングシェルターの運営に関する事項を定めるものとする。

（緊急時の対応）

第5条 クーリングシェルター開放中に事故等が発生した場合、乙は、施設において整備しているマニュアル等により、適切に対応を行うものとする。特に、熱中症が疑われる際は、環境省作成の「熱中症の応急処置」（熱中症環境保健マニュアル）により、適切に対応を行うものとする。

（熱中症特別警戒情報発表時以外の対応）

第6条 熱中症特別警戒情報等に関する指針に定める熱中症特別警戒情報等の運用期間中は、熱中症特別警戒情報の発表がない場合においても、人の健康に係る被害の発生を防止するため、甲の依頼に応じて、乙は、施設を「あらかわ街なか避暑地」として一般に開放するものとする。

（変更の協議）

第7条 乙は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。ただし、有効期間の満了の1か月前までに、甲又は乙から協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
荒川区長 滝口 学

乙 《住所》
《事業者名等》
《代表者名》

印